|  |
| --- |
| **求 職 活 動 専 念 申 立 書**荒　尾　市　長　　様　令和　　年　　月　　日住　所　氏　名　　　　　　　　　　　　印私は現在、求職活動に専念していることを申し立てます。なお、入所後３ヶ月を過ぎても雇用先が決まらず、就労証明書の提出なき場合には、支給認定を取り消されても異議はありません。 |
| 入所する児童の氏名及び生年月日 | （　　　 年 　月 　日生）  |
| 保育の実施期間 | 令和　 年 　月 　日 から 令和 　年　 月　 日まで |
| 備考 　１　求職活動に伴う認定期間は原則として３ヶ月です。　２　求職活動期間の３ヶ月を過ぎても雇用先が決まらず、引き続き求職活動を行いたい場合は、新たに「求職活動状況報告書」を提出してください。就職活動の実態が明らかでないとき、または長期にわたり就労ができないときには、支給認定を取り消します。　　３　就職が決まりましたら、直ちに「就労証明書」を提出してください。　 |